

平成18年6月19日

物品購入等の契約を締結される業者 各位

新潟市水道局
業務部財務課長
(担当：契約係)

物品供給契約条項の改正について

これまで、物品購入等に関しては、業者側の契約違反などにより契約を解除した場合、業者が支払うべき違約金条項を設定していませんでした。

しかしながら、一般競争入札の拡大などにより、多くの業者が入札に参加されるようになったことから物品購入等の契約をより確実に担保するために、「物品供給契約条項」（契約書の裏面）において下記の違約金条項を設定いたしましたのでご了承願います。

記

1 違約金条項の内容（物品供給契約条項第12条）

甲（水道局）は、乙（契約者）が新潟市水道局契約規程第35条第1項第1号から第4号まで及び第6号に該当する場合は、契約を解除することができる。

この場合、乙は、甲に対し、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に入札又は見積合わせ時の予定数量を乗じた額）の10分の1に相当する額以上の違約金を支払わなければならない。

新潟市水道局契約規程第35条第1項

契約執行職員は、契約の相手方が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結後又は履行について、不正のあったとき。
- (2) 当該履行期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認められるとき。
- (3) 正当な理由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しないとき。
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が担当職員の監督又は検査に際してその職務の執行若しくは指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 契約の相手方が契約解除の申出をしたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 対象となる契約

平成18年6月19日以降に締結する100万円以上の物品購入等の契約

3 問い合わせ先

財務課契約係（電話 025-266-9311 内線 335・336・351）